

○副議長（外崎浩子君） 二十一番村上久仁君。

〔二十一番 村上久仁君登壇〕

○二十一番（村上久仁君） 二十一番、自由民主党・県民会議の村上でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、大綱三点お尋ねいたします。

初めに、大綱一点、再生可能エネルギーの現状と今後の取組について、お尋ねいたします。

九月十四日に開催されました環境福祉委員会において、新たな地球温暖化対策・再生可能エネルギー関連計画、仮称みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略中間案を集中審議いたしました。中間案そのものにつきましては、所管委員会及びパブリックコメントに委ねるといたしまして、今現在宮城県内で起きている再生可能エネルギー関連の現状と、今後の取組についてお尋ねいたします。

経済産業省資源エネルギー庁の事業計画認定情報によれば、今年五月三十一日時点で、宮城県内での認定件数は八千二百四件、バイオマス発電や風力、水力、地熱発電が計百十八件、残りの八千件以上が太陽光発電になっています。そのほとんどが小規模なものです。千キロワット以上の、いわゆるメガソーラーが約三百五十件になります。千キロワットの発電を行うとすれば、ソーラーパネルの敷設面積は、おおむね二ヘクタールが必要と言われています。年間で平均百万キロワットアワー発電し、一般家庭で三百世帯分の年間消費電力に相当するそうです。脱炭素社会を目指す上で、なくてはならない発電システムでありますし、初期費用が他の発電システムよりはるかに安価で済むことから、再生可能エネルギーの中でも、最も普及している発電システムとなっています。その反面、メガソーラー建設に当たっては、様々な問題が起こっているのも事実であります。建設予定地の周辺住民による反対運動や、地元自治体をも巻き込んだ建設の是非などの問題が、県内各地で起きています。これらは後に再度取り上げますが、初めに、本年十月一日施行の太陽光発電施設の設置等に関する条例に関わる質問をさせていただきます。

令和二年四月一日に施行されました宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインが今回条例化されたことは、条例化を望んだ者の一人として、大いに評価すると

ころであります。太陽光発電施設を設置するに当たつての問題点は、無理な立地用地や、周辺住民との摩擦、そして、事業の売買にあると考えています。特に、事業の売買によって、施設の責任の所在が分からなくなるという意味では、問題を深刻化させる大きな要因になっています。条例化に伴い県では、八月と九月に発電事業者を対象に説明会を開催したと思いますが、出席人数や出された意見などがありましたらお尋ねいたします。また、認定事業の中で、これまでどのくらい事業の売買や承継が行われ、どのような対応を行ってきたのかお尋ねいたします。今回の太陽光発電施設の設置等に関する条例では、第四条「地域住民等への説明等」、第五条「設置規制区域内への設置」もさることながら、第十三条「地位の承継」が大切と考えています。発電事業者には、責任ある事業運営で脱炭素社会への貢献を切に望むものであります。

さて、宮城県内では、各地で再生可能エネルギー発電施設建設をめぐって、周辺住民とのトラブルが発生しています。太陽光発電施設建設では、丸森町耕野地区、仙台市太白区茂庭地区、風力発電では、大崎市鳴子地区、丸森町筆甫地区、計画を撤回したようです。川崎町などがあり、バイオマス発電でも、石巻市須江地区や登米市東和町地区などで問題になっています。宮城県議会としても、昨年三月、石巻市の住民団体からの請願を受理し、再生可能エネルギー発電施設等の立地に関する法整備の充実等を求める意見書が、昨年の第三百八十回宮城県議会九月定例会で採択されました。意見書では、発電事業者に対し、地方自治体、地域住民への事前説明や情報提供等による地域との合意形成を明確に義務づけることなどの法整備を望む旨が盛り込まれました。今、大型工事を行う上で最も重要なのが、地域住民との合意形成と言っても過言ではありません。特に再生可能エネルギー発電施設では、目に見える形での地元優遇がないことが、一因にもなっているのではないのでしょうか。再生可能エネルギーを進める立場の県として、こうした地元住民等による反対運動を、どのように認識しておられるのか、改めてお尋ねいたします。また、二〇五〇年までのカーボンニュートラル実現を目指す上で、再生可能エネルギーへの理解促進に努めなければならないと考えますが、宮城県としての取組状況についてお尋ねいたします。

一方、再生可能エネルギーにおいても、地産地消という考え方が進んできています。ある意味、東京都が行おうとしている、新築建物への太陽光発電など再エネ設備設置の

義務づけ・誘導の条例化も、是非は別として新しい流れになる可能性があります。太陽光発電以外でも、各地で斬新的な再生可能エネルギーへの取組を行っているニュースを耳にします。二点ほど御紹介し、県としての見解をお伺いしたいと思います。

まず一点目ではありますが、福井県大飯郡おおい町で、昨年、令和三年十二月二十一日に運転を開始しました、サイフォン式水力発電所です。おおい町の町民たちが中心となって、全国でも珍しい、砂防ダムでサイフォンの原理を利用したサイフォン式小水力発電所です。御存じのとおりサイフォンとは、高い位置にある水を低い位置まで運ぶために、水で満たされた管でつなぐことによつて、途中に出発点より高い部分があつても、ほかの動力を使うことなく流れ続ける仕組みです。身近なものと灯油ポンプがその例です。サイフォンを利用した水力発電は、既存の構造物や地形にできるだけ影響を与えずに建設できる利点があります。運営会社であります合同会社おおい町地域電力によりますと、この発電所は南川サイフォン式小水力発電所と命名され、発電使用水量が一秒間に九百九十リットル、有効落差が十六・四五メートルですが、最大発電出力が百二十七キロワットあり、年間発電量は八百六十一メガワットアワー、実に一般家庭の年間消費量で二百三十九世帯分に相当する発電所となっています。土砂災害軽減などを目的にした砂防ダムがあるのは、おおい町名田庄納田終というところを源流とし、小浜湾に流れ込む南川上流域で、福井県の調査により小水力発電に適した場所であることが判明したことをきっかけに、まちづくりの住民団体森林楽校・森んこなどが、発電方式の実験や市民ファンドの仕組みづくりを進めてきました。建設費は約二億四千六百万円、うち三割近い六千八百七十万円は協力金や市民ファンドで調達し、残りは融資や県、町からの補助金で賄ったそうです。売電収入で、今後二十年以内に、市民ファンドや融資を返済する予定とのことです。また、収入の一部は、川を浄化し遡上アユを増やす活動や、森林整備などに使う計画です。

二点目は、先日同僚議員数名でお伺いいたしました釜石市で実証事業を行っている、株式会社マリンエナジーの波力発電であります。まず初めに、この実証事業は令和二年度環境省CO<sub>2</sub>排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業であり、委託名がインテリジェント吸波式波力発電による地域経済循環ビジネスモデル実証事業となっています。事業実施主体であります株式会社マリンエナジーは、平成三十年六月に海洋再生可能エ

エネルギー産業化のために立ち上げた、地域の企業四社の共同体ですが、設立以前から、NEDO研究開発事業をサポートしてまいりました。この波力発電所は、釜石湾に設置された防潮堤に据え置かれた発電所で、防潮堤に設置用のアンカーを打ち込んだだけで、基礎本体には掘削やコンクリート躯体への工事は行われておりません。波力発電方式には、ジャイロ方式や振り子方式などがありますが、釜石湾で行われている実証事業では、振動水柱型空気タービン方式が採用され、同じ方式のブローホールを利用するものと比べて、地形の改変が必要なく、実用化のめどが立てば、全国の港湾や離島への幅広い展開が期待されます。実施主体であります株式会社マリンエナジーは、二〇二五年度をめぐりに、この波力発電の事業化を目指し、防潮堤に発電機五基程度を設置、最大出力を二百キロワットに増強して、年間発電量は一般家庭八十世帯分に相当する三十三キロワットアワーを想定しております。釜石湾のスクラマス養殖施設への給電や、災害時の非常用電源など、電力の地産地消のモデル事業を描いています。このインテリジェント吸波式波力発電システムについての詳細は省きますが、発電設備の設計から製造、設置、システム開発、維持管理までを、地元や岩手県内の事業者というオール岩手で担ったということ、御紹介させていただきました。

そこで、お尋ねいたします。福井県が示したように、宮城県内で水力発電に適した河川及び砂防ダム等を、県は、再生可能エネルギーの発電所建設地点という観点で調査・検討されたことがあるのか。あるとすれば、どういった結果だったのか、お知らせください。また、サイフォン式小水力発電やインテリジェント吸波式波力発電は、再生可能エネルギーとしてはあまり注目されていなかった水力に着目した点と、実施主体が地域住民であるということに、新たな再生可能エネルギーの可能性を感じております。宮城県でも、こうした事例を積極的に取り入れ、新たな再生可能エネルギーの創出に取り組むべきと考えますが、知事の所感をお伺いいたします。

私は、太陽光発電システムを否定するものではなく、二〇五〇年までにカーボンニュートラルを実現するには、なくてはならない再生可能エネルギーと考えています。地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを全て電気に変換できれば、世界中で使うエネルギーを賄えるほどのポテンシャルがあると言われている太陽光発電ですが、現在の主流となっているシリコンを用いた太陽電池は、寿命が長く発電効率が高いという利点がある一方、

天候によつて発電効率が大幅に落ちるといふ弱点を抱えています。この弱点を克服しようとして開発が進められているのが、次世代型太陽電池です。この次世代型太陽電池の大部分で使用されるのが、ペロブスカイトという、もともと自然界にある鉱物です。人工的につくつたものが、超伝導やLEDの材料などに使用されています。この人工的につくつたペロブスカイトの結晶を太陽電池の素材に使うと、曇りや雨の日、更には、室内の照明でも発電できることが発見され、次世代型太陽電池の最有力候補となっています。しかし、実用化にはあと数年かかると言われ、更に、一般に普及するまで、もう少しばかりかかるものと思われます。そこで、今ある太陽電池を、いかに環境に負荷をかけることなく利用していくかが問題になります。大規模な太陽光発電システムを構築していくには、さきに述べたように、大規模な開発が伴うことによつて、様々な周辺住民との間に摩擦が生じます。しかし、太陽光と既存のパネルを利用せざるを得ない現状では、大規模な開発を伴わない立地を模索する必要があります。そこで注目されているのが、営農型太陽光発電、ソーラーシェアリングというビジネスモデルではないでしょうか。農地の全てを太陽光発電として使うのではなく、今までどおりに農業を継続しながら、太陽光発電を行うものです。太陽光発電の固定買取制度、いわゆるFIT制度が二〇一二年に始まり、翌年の二〇一三年から、農地で太陽光発電を行うソーラーシェアリングが認められました。ソーラーシェアリングは、農業だけでなく、太陽光発電で収入が増えるというものです。一見して画期的な制度ですが、あまり普されていないのが現状です。県内にある水田に設置されたソーラーシェアリングを何か所か拝見いたしました。周辺の作物と、ソーラーパネルの下の同じ作物とでは、成長にやはり違いが出ていました。農林水産省のホームページには、取組事例として、宮城県気仙沼市のバレイショ栽培や香川県丸亀市の水稲、麦の栽培など数例が紹介されています。しかし、失敗例も多く耳にします。最も多いのが作物の生育不良や販売がうまくいかなかったというもので、ソーラーシェアリングは、地域平均単収のおおむね八割以上を維持しなくてはならない制度になっています。また、架台の配置によつては、作業効率が低下することも挙げられます。再生可能エネルギー、特に太陽光発電を積極的に普及させるためにも、営農型太陽光発電は有力な手法と考えます。そのためには、ソーラーパネルによる遮蔽率や適した作物の選定、作業効率を損なわないための設置方法、そして初期投資の軽減など、

多くの課題を解決しなければなりません。これらの課題が解決されれば、上空でエネルギーをつくり、地上で食物を育て、そして水害時にはダムとして地域を守るという、スーパー農地が誕生します。県の総力をもって、課題解決に向けて取り組むべきと考えますが、県の所感をお伺いいたします。

大綱二点目、本県の交流・関係人口拡大に向けた取組について、お尋ねいたします。本県の人口は、平成一五年の二百三十七万二千人をピークに減少し、令和四年八月一日現在で二百二十八万九百五十五人となっています。人口減少の問題については、今年の二月定例会でも一般質問させていただきましたが、今回は急激な人口の自然増が見込まれないことから、交流・関係人口の拡大といった観点から質問させていただきます。交流人口がやがて関係人口になり、そして、定住・移住につながればと思っています。本県でも、移住・定住に力を入れておられますが、人口減少は喫緊の課題です。交流人口とは、言うまでもなく、何かしらの目的を持ってその地域を訪れる人たちのことを指します。具体的な目的としては、観光を筆頭に、通勤、通学、習い事、スポーツやレジャーなどが挙げられます。一方、関係人口とは、仕事や観光などで地域を訪れる交流人口や、地域に居住・移住する定住人口とは異なり、地域と多様な関わりを持つ人たちを指します。二拠点居住をする人や地域にルーツや愛着がある人が該当します。宮城県庁地域振興チームが、みやぎ「縁」の人を育む関係人口拡大モデルを作成しています。そこで、いかに観光や仕事で訪れた人たちに宮城県の魅力を知ってもらうかが鍵になりますが、その前に交流人口をいかに増やすかということになります。知事が奔走しやっと実現しました、松島町内での車両乗り入れ禁止区間の設定も、大きく交流人口の拡大につながるものと期待していますが、この件につきましては、地元選出議員に委ねることといたします。宮城県には、松島や蔵王、南三陸といった観光地や、鳴子、秋保、遠刈田という温泉地、そして、あ・ら・伊達な道の駅、道の駅上品の郷など、集客力のある道の駅も多数あります。官民一体となり交流人口拡大に成功した事例として、愛知県刈谷市内に、刈谷ハイウェイオアシスがあります。刈谷パーキングと隣接するエリアですが、二〇〇九年度には、年間入場者数が八百三十万人あり、日本の遊園地やテーマパークとしては、東京ディズニーランド、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンに次ぐ数字であり、来場者数ランキング三位になりました。二〇一六年度にも、年間入場者数は九百

万人もありました。今年三月に、伊勢湾岸自動車道の刈谷スマートインターチェンジが供用開始され、更に人出が見込まれています。宮城県でも、菅生パーキングエリアでスマートインターチェンジが本年度中に供用開始される見込みです。県内の企業が近隣の小学校の跡地を取得し、スマートインターチェンジを利用するビジネスマンや観光客、スポーツランドSUGOの関係者や観客の需要を期待してホテルを建設する予定で、村田町と立地協定を結んだことが報道されました。ちなみに、新規雇用も三十五人を予定しているそうです。こうした、官民一体となって交流人口の拡大につなげる事業は、今後ますます増えると思います。県は積極的に支援すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。また、令和四年度移住・定住推進連携事業の委託先が決定されたとお聞きしていますが、進捗状況をお伺いいたします。

大綱三点目、四病院の統合・合築について、お伺いいたします。

先日、県庁二階講堂にて開催されました、地域医療構想セミナーを拝聴いたしました。四病院の統合・合築の説明会ではなかったものの、心配されている方々が多数お越しになっていたように思えました。このセミナーで、改めて地域医療について考えさせられました。人口減少と人口構造の変化、近い将来には回復期の病床数が不足すること、そして、医師の働き方改革、新たな感染症対策など、課題が山積しており、これらを一つ一つ解決していかなければ、ますます医療格差が生じることになります。

さて、四病院の統合・合築は、富谷市と名取市が具体的な候補地を挙げたことから、関係自治体住民の関心は、診療科目や病床数、アクセスなど次の段階に移ったように見受けられます。現在の検討内容など協議中であるとは存じますが、方向性などもお知らせください。そして、移転後に生じる医療に対する不安をどう払拭するのか、現時点で考えがあればお知らせください。

最後に、県立がんセンターは、宮城県のがん征圧拠点として、がん予防、がん治療、がんとの共生の全てのステージにおいて最新・最適な医療を提供する、国内屈指の高度がん専門病院を目指し、がん研究を促進し、次世代を担うがんプロフェSSIONナルを育成するという、県立がんセンターが掲げるビジョンが、新しい病院にも引き継がれることを切に望んで壇上からの質問を終わります。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 村上久仁議員の一般質問にお答えをいたします。大綱三点ございました。

まず大綱一点目、再生可能エネルギーの現状と今後の取組についての御質問にお答えいたします。

初めに、県内の河川や砂防ダムにおける、発電所の調査・検討についてのお尋ねにお答えいたします。河川や砂防ダムの流水を再生可能エネルギーとして活用することは、我が県が目指すゼロカーボン社会の実現に向けて、有効であると認識しております。これまで県では、ダムの建設に当たって、計画段階から発電の可能性を検討し、流量の安定性や収益性の見込まれた大倉ダムなど六つのダムで発電を実施しております。また、資源エネルギー庁では、再生可能エネルギー活用促進を目的として、全国の発電利用されていないダムを対象に、既存ダム有効利用に係るポテンシャル調査を実施しており、県が管理しております十一のダムにつきましても、放流水を発電に利用した場合の出力及び電力量を試算した結果、七北田ダムなど四つのダムにつきましては、一定程度の発電量が見込めることから、水力発電の導入の可能性があると評価されております。県といたしましては、更なる再生可能エネルギーの活用に向けて、発電施設の設置位置や事業の収益性、費用対効果などを調査しながら、事業化に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、新たな再生可能エネルギーの創出に取り組むべきとの御質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、全国の先行事例や新たな技術を取り入れつつ、地域が主体となった取組を促進することが重要であると考えており、県内でも、東松島市の地域新電力を活用した災害公営住宅等への電力供給や、富谷市の太陽光発電による水素製造など、先進的な取組が展開されております。県では、地域特性に応じた再生可能エネルギーを活用し、地域が主導して取り組むエコタウンの形成を図るため、みやぎ環境税を活用し、市町村や地域住民が参加する協議会等の取組を支援してまいりました。具体的には、事業の検討段階では、検討組織の立ち上げや活動経費への助



成、計画段階では、事業の調査や計画策定費用等への助成、事業化段階では、設備の設置費等への助成を行うなど、各段階に応じた総合的な支援を行っております。また、環境産業コーディネーターを活用し、事業者に対して、最新技術の動向や支援制度の情報提供、大学等への橋渡しなどにより、再生可能エネルギーの技術開発に係る支援等も行ってまいります。今後も、これらの取組を通じて、全国の優良事例を積極的に取り入れるとともに、新たな技術の開発支援に努め、地域の課題解決に資する再生可能エネルギーの創出と、エネルギーの地産地消を進めてまいります。

次に、大綱三点目、四病院の統合・合築についての御質問にお答えいたします。

病院再編による新病院の姿につきましては、七月に報告した四病院の再編に係る新病院の具体像についてに掲げた医療機能を基本として、経営基盤の強化や医療スタッフの確保などの視点も踏まえ、診療科目や病床規模などについて、関係者間で検討を行っており、病院までのアクセスについても、関係自治体と協議を進めております。また、今回の病院再編に対する不安の声があることも承知しておりますが、先日の地域医療構想セミナーでも解説されたように、限られた医療資源を最大限活用し、地域全体として医療の課題を解決するためには、再編によって持続可能な医療体制を確保することが必要不可欠であると考えており、引き続き御理解を求めています。更に病院移転後も、患者や家族の方々が必要なサービスを継続して受けられるよう、できる限りの配慮を行い、不安の払拭に努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 企画部長千葉章君。

〔企画部長 千葉 章君登壇〕

○企画部長（千葉 章君） 大綱二点目、本県の交流・関係人口拡大に向けた取組についての御質問のうち、移住・定住推進連携事業の進捗状況についてのお尋ねにお答えいたします。

移住・定住推進連携事業は、首都圏等から我が県への人の流れを創出するため、市町村や民間の関係機関と連携しながら、移住先としての知名度向上や、受皿体制の構築等を目指すものであります。今年度は、県内の地域の魅力を発信するために、首都圏においてウェブ・プロモーションを実施しているほか、県内市町村の移住担当職員を対象

とした交流会議等の開催による受入れ体制の強化や、県内に移住して間もない方々などを対象とした定住促進イベントなどに取り組んでおります。県といたしましては、このような取組等を重ねることにより、今後も更なる移住・定住の推進に努めてまいります。私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 環境生活部長佐藤靖彦君。

〔環境生活部長 佐藤靖彦君登壇〕

○環境生活部長（佐藤靖彦君） 大綱一点目、再生可能エネルギーの現状と今後の取組についての御質問のうち、条例の説明会及び発電事業の状況等についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、来月からの太陽光発電施設の設置等に関する条例の施行に当たり、これまで事業者説明会を二回開催し、延べ四百五十五人の方に参加いただきました。説明会では、新たに義務化される維持管理計画の策定や公表の方法など、本条例の規定に対応するための実務的な質問等が多く寄せられたところであり、県としての考え方を丁寧にお伝えすることにより、本条例に対する一定の理解が得られたものと認識しております。また、発電事業の承継については、特に太陽光において、事業譲渡が繰り返されている事例があることは承知しておりますが、FIT制度に関する手続は、国が所管していることから、県では、これまで、事業承継に関する状況を正確に把握することが困難でありました。そのため本条例では、事業者の地位を譲り受けた者に対し、県への届出を義務づける規定を設けたところです。県といたしましては、本条例の適正な運用を通じて事業者の正確な把握を行い、責任の所在を明確にして、地域住民の方々の不安を払拭できよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、再生可能エネルギー発電施設の建設への反対運動に対する認識と、理解促進についての御質問にお答えいたします。

再生可能エネルギー発電施設の建設に対する反対運動に関しては、土砂災害や景観、環境への悪影響等への懸念が大きいことに加え、地域の住民の皆様にとってのメリットが見えにくいことも、一因となっているものと考えております。一方、県内においても、災害時の非常用電源の提供や、事業収益を地域振興に活用するなど、地域にメリットがある取組を行うことにより、地域との共生が図られている優良な事例もことから、

それらを掲載したガイドブックを作成し、市町村や地域住民への周知などに努めているところです。また、今年度、太陽光発電施設の設置等に関する条例を制定し、事業者による住民への事前説明を義務化するとともに、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講じることを努力義務化したところであり、これにより住民理解が進むとともに、地域との共生が図られることを期待しております。県といたしましては、条例の適切な運用や普及啓発等により、地域住民の理解促進を図りながら、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 経済工商観光部長千葉隆政君。

〔経済工商観光部長 千葉隆政君登壇〕

○経済工商観光部長（千葉隆政君） 大綱二点目、本県の交流・関係人口拡大に向けた取組についての御質問のうち、官民一体となった交流人口拡大への支援についてのお尋ねにお答えいたします。

今後急速に進展する人口減少社会を見据え、官民が連携しながら交流人口や関係人口の創出・拡大を図ることは、持続的な地域づくりを進める上で、大変重要であると認識しております。これまで県では、仙台市若林区のアクアイグニス仙台や、東松島市の旧野蒜小学校を活用したK I B O T C H Aなど、被災沿岸部における集客施設の整備を支援してきたほか、各圏域において、県内外の道の駅と連携した物産展の開催や、農泊、民泊受入れ体制の整備など、民間事業者と一体となって交流人口の拡大に取り組んでまいりました。県といたしましては、今回策定した第五期みやぎ観光戦略プランに位置づけた施策の実現に向けて、観光振興会議や各圏域会議での議論も踏まえ、新たに整備が進む集客施設を生かした地域の魅力度向上や、受入れ環境の整備促進、観光関連産業の体制強化などに取り組んでいくこととしております。更に、市町村や民間事業者等と一体となった地域資源の磨き上げや、仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会等での誘客活動を通じ、国内外からの観光客誘致を積極的に進め、交流人口の更なる拡大を図ってまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 農政部長宮川耕一君。

〔農政部長 宮川耕一君登壇〕

○農政部長（宮川耕一君） 大綱一点目、再生可能エネルギーの現状と今後の取組についての御質問のうち、営農型太陽光発電の課題解決へ向けた取組についてのお尋ねにお答えいたします。

営農型太陽光発電は、作物の販売収入に加え、売電による継続的な収入や、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できる手法であると認識しております。県内では、令和二年度末までに、二十四・六ヘクタールの農地で営農型太陽光発電が行われておりますが、営農に当たっては、日照不足による生育障害が見られるほか、パネルの支柱が農業機械の効率的な活用を妨げるなどの課題があり、必ずしも導入が進んでいない状況にあります。このような課題を踏まえ、国においては、光の投下率が高いパネルや、両面で発電可能な垂直式パネル等の新技術の導入による実証試験に取り組んでいます。県といたしましては、優良農地の確保に努めることはもとより、国の実証試験の成果も踏まえながら、農業者の収益向上と、農業・農村の振興につながるよう、関係機関と連携し、営農型太陽光発電の活用を支援してまいります。

以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 二十一番村上久仁君。

○二十一番（村上久仁君） 御答弁ありがとうございます。いつも時間がなくなって再質問が大変困るのですが、一点。昨日の代表質問のとき、知事が今後再生可能エネルギーの森林開発に関わる税の導入を考えているということで、今朝の新聞で大分大きく取り上げられておりました。この税は、収入がなければいほど環境を守るといふようなことでありますけれども、仮にこの収入があったとき、どこかの新聞で、用途を定めない法定外普通税を想定しているという記事が載っていました。もしこれがそうであれば、ここで上がった税収というのは、やはり再生可能エネルギーを充実させるほうに使うべきだと私は思いますけれども、知事はいかがでしょうか。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 法定外普通税でございますので、特に用途に決まりはないわけでありまして、税収が上がれば、これにつきましては、再生可能エネルギーの普及のために考えていくというのは当然のことであるというふうに思っております。いず

れにしても、まだこれは試案の段階でありまして、今後、審議会等に諮って、有識者の御意見などを聞きながら、また、パブリックコメントも入れながらですね、いろんな人の御意見を聞いた上で、制度設計していきたいというふうに思っております。

○副議長（外崎浩子君） 二十一番村上久仁君。

○二十一番（村上久仁君） いずれ再生可能エネルギーは今後どんどん考えなくてはいけない時代ですので、ぜひそういった取組方も今後じっくり考えていただいて、我々も一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。